

Japan tax alert

EY税理士法人

アイルランドが2019年 財政法案を発表 - 移転価格アップデート

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2019年10月17日、アイルランド財務省は2019年財政法案を発表しました。これにより2020年予算案における税制改正が実施され、予算案の詳細が明確化されるとともに、これまで未公表であった諸措置が公表されました。

本法案では、2019年9月に公表された移転価格フィードバック・ステートメントの中で示唆されていた、移転価格ルールの改正を導入しています。

このフィードバック・ステートメントは、経済協力開発機構(OECD)の税源浸食および利益移転(BEPS)レポート、関連する欧州連合(EU)指令、並びにアイルランド政府が2018年9月5日に公表した法人税ロードマップに概説されているコフィーレビュー¹に示された提言から生じた様々なコミットメントの実行に関する、継続的なコンサルテーションプロセスの一環として公表されました²。この9月のフィードバック・ステートメントは、2019年2月のパブリック・コンサルテーション³を経たものです。

財務省は、本法案において、移転価格ルールについて以下の通り改正を法制化することにより、自国の移転価格ルールに関する方針を明確にしています。これらの改正は、以下に特筆ない限り、2020年1月1日以降に開始する会計期間から効力が発生します。

主な改正内容は以下の通りです。

- ▶ 2017年OECD移転価格ガイドライン(以下、「TPG」)の適用。とりわけ、利益と価値創造を整合させるための枠組みであるDEMPE⁴の概念がアイルランドの移転価格ルールに盛り込まれます。

- ▶ 2017年OECD TPGの公表後に発表された、評価困難な無形資産へのアプローチ⁵、および取引単位利益分割法の適用に関する修正指針⁶を導入することにより、アイルランドは移転価格における国際的なベストプラクティスを導入することへのコミットメントを表しています。
 - ▶ マスターファイルおよびローカルファイル文書の作成義務の導入。マスターファイル作成義務は、連結グループ年間売上高2億5,000万ユーロ以上の企業、ローカルファイル作成義務は、連結グループ年間売上高5,000万ユーロ以上の企業が対象となります。
 - ▶ アイルランドの法人税申告書提出期限に沿った、移転価格文書の作成期限の導入。例えば、2020年12月31日に終了する会計期間の移転価格文書は、2021年9月23日までに作成することが期待されます。
 - ▶ 移転価格固有のペナルティが以下の通り導入されます。
 - ▶ 移転価格ポリシーに関する情報の提出をアイルランド歳入庁から要求されたにもかかわらず、30日間の法定期限内に提出しなかった場合、4,000ユーロのペナルティが課されます。
 - ▶ ローカルファイルまたはマスターファイルの提出をアイルランド歳入庁から要求されたにもかかわらず、30日間の法定期限内に提出しなかった場合、25,000ユーロのペナルティに加えて、当該文書の提出まで1日当たり100ユーロのペナルティが課されます。
 - ▶ 上述の4,000ユーロのペナルティは、主に中規模企業が30日間の法定期限内にアイルランド歳入庁に移転価格文書を提出しない場合に課されるものと想定されます(後述をご参照ください)。またこのペナルティは、ローカルファイルまたはマスターファイルの提出に加えて、検証対象取引が独立企業原則を満たしていることを裏付けるために合理的に必要と認められる追加情報の提出が求められる場合にも適用される可能性があります。
 - ▶ 移転価格文書化義務のある納税者が期限までに文書を作成し、かかる文書を30日間の法定期限内にアイルランド歳入庁に提出し、移転価格ルールを遵守するために合理的な努力を尽くしたことを証明した場合、当局による移転価格調整は、申告漏れの金額に応じて課されるペナルティの対象外となります。
 - ▶ 2017年OECD TPGの「形式より実質を優先する」規定を明記。本法案では、納税者は関連者間取引の独立企業間価格を考慮するだけでなく、独立第三者間であれば当該取引を締結したと「思われる」かどうかを第一に考慮するよう要求されます。さらに法案では、アイルランド歳入庁による取引の引き直しが認められています。対価が独立企業間価格を上回る場合、超過分は配当として取り扱われます。
 - ▶ 非事業取引(Non-trading transactions)に対する移転価格ルールの適用拡大。なお、国内取引(第110条に基づく特別目的会社が関与する取引を含む)は、その他租税回避防止規定の対象であり、引き続き移転価格ルールの適用対象外となります。
 - ▶ 資本取引に対する移転価格ルールの適用拡大は、以下の通りに行われます。
 - ▶ 税務上の減価償却を行っている資産については、取得価額が2,500万ユーロを超える場合、移転価格ルールが適用され、当該対象資産には無形資産も含まれます。
 - ▶ また、処分時の資産価値が2,500万ユーロを超える場合、資産の処分にも移転価格ルールが適用されます。
 - ▶ 法案には、納税者が取得価額/処分価格の基準値への抵触を避ける目的で、1つの取引を恣意的に複数の取引に分割することを防ぐための租税回避防止規定が含まれています。
 - ▶ 資本取引および税務上の減価償却に対する移転価格ルールの適用は将来的に行われる予定であり、設備投資に関しては、2020年1月1日以降に行われるものに適用されます。2020年1月1日より前に発生した設備投資に係る税務上の減価償却費は、引き続き移転価格ルールの適用対象外となります。
 - ▶ 現行法の下で移転価格ルールの適用対象外とされている取引(すなわち、2010年7月1日より前に行われた取引)の免除廃止。ただし、免除が廃止される取引について、新しいマスターファイルまたはローカルファイルの文書化義務は適用されない点に注意が必要です。
- 財務省は、将来的に省令を通じて中小企業(SME⁷)に対する移転価格ルールの適用拡大を実施する方針を示しています。かかるルールは、関連者間クロスボーダー取引の対価総額が100万ユーロ超、又は資産価額が2,500万ユーロ超の場合において、移転価格ルールをSMEに適用拡大するものです。移転価格文書化については、小規模企業は適用対象外となり、中規模企業⁸は簡易的な文書化義務に限定される可能性があります。
- 本法案を受けて、多国籍企業は、自社の移転価格文書を確認し、それらがOECDのマスターファイル、またはローカルファイルの形式と整合しているか確認することが望ましいと考えられます。また、これまではアイルランドの移転価格ルールの適用対象外であった取引も、今後は新しいルールの対象となる可能性があるため、関連者間取引について再確認することが望ましいと考えられます。

巻末注

1. コフィーレビューとは、2017年9月に公表された、アイルランドの法人税法に関する独立レビューです。2017年9月14日付EY Global Tax Alert「[Ireland publishes Independent Review of Irish Corporate Tax Code](#)」をご参照ください。
2. <https://assets.gov.ie/27357/24077dbc248e404695386e0a10fd6b24.pdf>
3. <https://assets.gov.ie/6476/03d7a81a4cf64b91913bb130ceda5162.pdf> をご参照ください。
4. 無形資産の開発、改良、維持、保護および活用、並びに関連するリスク管理。
5. 評価困難な無形資産へのアプローチ適用に関する税務執行指針-BEPS行動8~10、OECD/G20税源浸食及び利益移転プロジェクト、OECD(パリ)-2018年6月4日にBEPS包摂的枠組みによる承認済み。
6. 取引単位利益分割法の適用に関する税務執行指針:BEPS包摂的枠組み:行動8~10、OECD/G20税源浸食及び利益移転プロジェクト、OECD(パリ)-2018年6月4日にBEPS包摂的枠組みによる承認済み。
7. SMEとは、従業員数が250人未満であり、かつ(i)売上高が5,000万ユーロ未満、又は(ii)資産額が4,300万ユーロ未満である企業です。このテストは年次で行われ、グループレベルで検討されます。
8. 中規模企業とは、従業員数が10人超250人未満であり、かつ(i)年間売上高が200万ユーロ超5,000万ユーロ以下、または(ii)資産額が200万ユーロ超4,300万ユーロ以下である企業です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com
クレア・ブル	シニアマネージャー	clare.bull@jp.ey.com
ジョナソン・シェパード	シニアスタッフ	jonathon.shepherd@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE 20191128

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp